



平成 20 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 氏家 忠彦
(TEL. 03-6238-3000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 20 年 5 月 22 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告に関する利便性の向上および費用の削減を図るため、公告の方法をインターネット上のホームページに掲載する電子公告とするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 上記 (1) の変更に加え、一部表現等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第5条 (公告の方法) 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、 <u>株式等</u> 取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
第11条 (単元未満株式の買増し) 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	第11条 (単元未満株式の買増し) 当会社の株主は、 <u>株式等</u> 取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 20 年 5 月 22 日 (木)
定款変更の効力発生予定日	平成 20 年 5 月 22 日 (木)

以 上